

第32回広島2人デモ

2013年1月25日(金曜日) 18:00 ~ 19:00

調査・文責：哲野イサク
チラシ作成：網野沙羅
連絡先：sarah@inaco.co.jp
http://www.inaco.co.jp/hiroshima_2_demo/



閃電

黙っていたら“YES”と同じ

危険で
違法な

大飯原発再稼働を止めましょう

核施設・原発は常に放射能を出し続けるシロモノです

日本の原子力規制委員会の目的と役割は
「原発安全神話」再構築です

広島2人デモはいてもたってもいられなくなった仕事仲間の2人が2012年6月23日からはじめたデモです。私たちは原発・被曝問題の解決に関し、どの既成政党の支持もしません。期待もアテもしません。マスコミ報道は全く信頼していません。何度も騙されました。また騙されるなら騙されるほうが悪い。私たちは市民ひとりひとりが自ら調べ、考えることが、時間がかかっても大切で、唯一の道だと考えています。なぜなら権利も責任も、実行させる力も、変えていく力も、私たち市民ひとりひとりにあるからです。

本日のトピック

放射線被曝に安全量はない
世界中の科学者によって一致承認されています。

- 原子力規制委員会は何のためにできたの？ - 原子力規制委員会の歴史的役割
- アメリカ原子力規制委員会 (NRC) が出来るまで
- 原子力規制委員会が公表した過酷事故時の新避難基準
- 大飯原発再稼働停止の可能性と田中委員長の自家撞着

詳しくはチラシ内容をご覧ください

使用している資料は全て公開資料です。ほとんどがインターネット検索で入手できます。ご参考にしていただき、どうぞご自身で第一次資料に当たって考える材料にしてください。

原子力規制委員会は何のためにできたの？ - 原子力規制委員会の歴史的役割 -

2011年3月11日の福島原発事故は『原発安全神話』を粉々に破壊しました。(現在一見そうであるかのように見えます) 同時にそれまでの原子力施設安全規制行政に対する批判も強まりました。それらの批判の中には、原子力安全規制行政を推進するはずの、原子力安全委員会(総務省の中に設置されていました)や経済産業省の原子力安全・保安院は、日本の核産業界のいうなりで、**事実上安全規制行政はなかった、日本の原発を運用する電力業界のいうなりだった**、もっと政府から独立した安全規制行政を行う規制当局が日本でも必要だという意見がありました。この意見の背景には、このまま原発規制を野放しにしては、やがて再び福島原発事故並みの苛酷事故が発生し、原発などの核施設自体が日本国民から見放され、日本国内から叩き出されてしまう、という核産業界の懸念がありました。もう一つの意見は原発安全神話が壊れた今、原発も核燃料サイクル事業もいらない、直ちに廃止・撤退しろ、というものでした。(これは私たち“広島2人デモ”の意見でもあります) この意見に従えば、原子力規制委員会も必要ではなく、ただ必要なのは「原発・核施設廃止委員会」だけだったはず

しかし現実には、当時の民主党政権は、「原子力規制委員会法」という法案を準備し、さらに原発規制を厳しくしつつ日本における原発産業や核燃料サイクル事業を継続する政策をとりました。こうして福島原発事故から13か月後の2012年6月20日参議院においてこの法案が可決成立し、原子力規制委員会の設置が決まりました。原子力規制委員会の上部組織は環境省ですが、いわゆる「3条委員会」(国家行政組織法3条に基づく委員会)として成立し、内閣や環境省など上部機関の指揮監督を受けず、独立して権限を行使することが保障されている合議制の機関とされることになりました。しかしいくら独立性が高く、政府からの干渉を受けない、といっても本来は原発などの核施設を存続運営させるための行政組織であることを忘れるべきではありません。

法律の上では、**2012年6月20日に成立した原子力規制委員会ですが、実際に発足したのは9月19日**でした。なぜ3か月の空白があったのでしょうか？それは**関西電力大飯原発を再稼働させなくてはならなかったから**です。「原子力規制委員会法」では、その趣旨からして、原発の稼働にあたっては新しい安全基準を作つて、その安全基準に基づいて稼働させるかどうかの判断をすることを義務づけています。しかもこの基準は原子力規制委員会が設置されてから10ヶ月以内に作成するものとする、としています。ここから新安全基準のタイムリミット2013年7月が算出されるわけです。しかし**いったん原子力規制委員会が成立してしまえば、新基準ができるまでどの原発も再稼働をさせられません。そこで規制委員会の成立を9月までずらした**わけです。原発規制当局不在を利用して民主党野田政権は違法な「大飯原発再稼働安全宣言」(2012年4月14日夜の閣僚会合)を行い、(日本の法体系は内閣に原発再稼働が安全かどうか判断する権能を与えていません)そして2012年6月16日大飯原発の再稼働を今度は「政治判断」として決定します。そして傾合いはよしとして6月20日に原子力規制委員会法を成立させます。しかしすぐに規制委員会が動けば、大飯原発の再稼働の安全性が問題となりますから、9月にまで成立をずらしました。9月に成立した原子力委員会の田中俊一委員長は、「**大飯原発の安全性を問われて、「大飯原発の再稼働は、安全性からなされた判断ではなく、政治判断からなされている。従って規制委員会の規制の対象ではない。」と述べ、早くもその馬脚を現**しました。規制委員会は本当には独立していないのです。

(裏面に続く)

参照資料：「原子力規制委員会法」(原子力規制委員会のサイト：<http://www.nsr.go.jp/nra/gaiyou/about.html>)「原子力規制委員会設置法案」(<http://www.nsr.go.jp/nra/gaiyou/data/houritsu.pdf>)

原子力規制委員会は何のためにできたの？ – 原子力規制委員会の歴史的役割 –

国際的に見て日本の原子力規制行政は、アメリカや西ヨーロッパ諸国に比較してみると非常に立ち遅れていました。西ヨーロッパでは、すでに各国でさまざまな核トラブルに見舞われ（イギリスではセラフィールド核施設事故、スイスの実験研究炉事故、フランスではさまざまな放射能漏れ事故など）などを経験し、核の産業利用促進と規制を分離し比較的厳しい規制が行われてきました。そうでなければ核施設の放出する放射能による健康被害に対する**一般市民の反発が強まり核産業自体が国内に存在が許されなくなる恐れがあった**のです。またドイツでは連邦政府（直接的にはドイツ放射線防護庁）がドイツ国内原発からの放射能の乳児や幼児に対する影響を調査するにあたってその調査を反原発団体に委託する、というところまでいかざるをえなかったのです。（KiKK研究。2003年～2007年）また1986年のチェルノブイリ事故の影響は西ヨーロッパ諸国では深刻でした。ノルウェイ、オーストリア、ポルトガル、デンマーク、ギリシャなどの諸国は原発の非導入を決め、また国内に有力な核産業をもっていたイタリアも原発からの撤退を決めました。規制を厳しくしなければ核産業そのものが叩き出される恐れがあったのです。

原発が最も早く普及した国アメリカでは深刻な事態がすでに1960年代半ばから1970年代にかけて訪れていました。国内核実験や原発、その他の核施設からの放射能でアメリカ市民の健

康は危機に瀕し、当時**促進と規制を両方行っていたアメリカ原子力委員会への批判が高まりました**。1974年にはエネルギー再編法案が成立、アメリカ原子力委員会は解体され、その規制機能は**1975年1月に成立した原子力規制委員会（NRC）に移管**されました。しかしNRCも初期の頃は規制も甘く核産業界の危機感もさほどではありませんでしたが、**1979年3月に発生したスリーマイル島原発事故をきっかけに姿勢を転じ、規制を厳しくしていきました**。日本の原子力規制委員会は直接的には、**アメリカのNRCをお手本**にしたものです。ところが日本では事情が全然異なります。一つには日本国内に原発産業の圧力が強く、こうした原発産業での有力企業が自民党政権を使って規制強化を妨げたこと、また経済産業省、文部科学省などの官僚・役人も原発産業と一体化していきます。また事実上の言論統制ともいえる大手マスコミを使った広報宣伝活動、政府・地方自治体あげての広報周知活動などを使って強固な「**原発安全神話**」が形成されていきました。そこに**福島原発事故**が起きるわけですが、これは今考えて見て**必然的に起きる事故**だった、と見なければなりません。こうした流れの上に2012年日本でもやっと「**推進**」と「**規制**」の分離が行われ原子力規制委員会が成立しますが、原子力規制委員会の最大の仕事は、無惨にも壊れた「**原発安全神話**」の**再構築、新原発安全神話の形成**であることは明白でしょう。

アメリカ原子力規制委員会（NRC）が出来るまで

日本に対して原爆の使用を実施した（直接的には広島・長崎への原爆投下）アメリカは、**陸軍マンハッタン工区（マンハッタン計画）がもつ核施設、技術、人的資源などをそっくり引き継ぐ形で1946年8月アメリカ原子力委員会（AEC）を設立**させます。軍事的本質を隠してシビリアンによる委員会としました。AECは一連の核実験を実施するなど軍事組織そのものでした。1953年12月の大統領アイゼンハワーの国連総会における「**平和のための原子力**」演説をきっかけに、**核利用の第2ステージ、すなわち軍事利用から産業利用へのキックオフ宣言**を行います。1954年には新原子力エネルギー法が成立、核を民間でもまた外国諸国でも扱えるようにしました。いくつかの試行錯誤を経て1957年には Shippingport 原発が完成、60年代に入ると原発建設ラッシュを迎えます。最初はコストの高いウエスティングハウスの加圧水型原子炉中心でしたが、安全コストを省いたGEの沸騰水型原子炉が主力になりました。この動きを見てウエスティングハウスも安全コストを省いた低コスト加圧水型原子炉を開発します。現在の沸騰水型原子炉（東電系）と加圧水型原子炉（関電系）の原型がこの時できあがります。しかしこうした**原発が通常運転中に放出する放射能の量は大変なものでした**。本来はAECが規制をかけなければならないのですが、**アメリカの核産業とほぼ一体化したAECの規制はなにも同様**でした。アーネスト・スターングラスは著書のなかで、連邦議会の資料を引用しながら、**イリノイ州のドレスデン原発が通常運転中に放出した放射能の量**を紹介しています。そ

によると**1964年から1966年の3年間の間に毎年2万兆ベクレルから3万兆ベクレルの放射能を放出**しています。IAEAなどが定める『国際原子力事象評価尺度-INES』に当てはめるともっとも深刻な「7」が「放射性物質の重大な外部放出：ヨウ素131等価で数万テラベクレル以上の放射性物質の外部放出」ですから、毎年「7」並みの苛酷事故を起こしていたようなものです。これが一般市民に健康被害を起こさないわけがありません。原発近くの地域社会でさまざまな健康被害（特に乳児や幼児、子ども）が起こり、AECに対する批判が高まりました。

AECはもともと軍事機関のもつ機密性の高い組織だった上に、反原発に傾く市民や科学者に対する姿勢も高圧的であり、対応も姑息でした。また議会の公聴会でAEC幹部と原発産業や軍需産業との癒着も明らかになったりして、AECへの信頼は全く地に落ち、原発行政が機能不全に陥ります。ニクソン政権はエネルギー行政を根本から見直すことによって市民の信頼を取り戻さない限り、核兵器を含む核推進政策を進めることはできないと判断し、「**エネルギー再編法案**」を提出成立しました。骨子は「**核推進**」と「**核規制**」を分離するというものでした。こうして**1975年1月にアメリカ原子力規制委員会（NRC）が成立**します。しかしNRCが規制に本腰を入れるのは、1979年の**スリーマイル島原発事故**からです。アメリカの核産業が危機感を強めた結果でした。そして現在のアメリカNRCが実質スタートします。

ドレスデン原発の放射性物質の年間放出量

1963年	71,600 キュリー	2,650 兆ベクレル
1964年	521,000 キュリー	19,277 兆ベクレル
1965年	610,000 キュリー	22,570 兆ベクレル
1966年	736,000 キュリー	27,232 兆ベクレル
当時の年間放出規制値	22,000,000 キュリー	814,000 兆ベクレル

【参照資料】「赤ん坊をおそう放射能」（新泉社刊 1982年6月発行。アーネスト・スターングラス著。反原発科学者連合訳。英語原題「Secret Fallout」）英語原文はインターネットで無料公開されている。
<http://www.nucleardemolition.com/SF.pdf>



アメリカ原子力規制委員会 (NRC) が出来るまで

日付	主な出来事	解説	
1946年 8月 1日	トルーマン大統領、原子力エネルギー法案 (Atomic Energy ACT) に署名。	原子力エネルギー法は日本では「マクマホン法」と呼ばれることがある。AECは形式上成立したが、人員の軍籍離脱処理のため体制作りに46年一杯かかった	
1947年 1月 1日	原子力エネルギー計画がマンハッタン工区からAECに移管。		
1947年 9月	ハンフォード工場の新原子炉のうち1つが着工。		
1948年 3月 1日	国立オークリッジ研究所が正式に設立。1943年に作られたクリントン研究所の仕事を引き継ぐ。		
1948年 4月 -5月	AEC最初の核実験「砂岩作戦」をマーシャル群島で実施。		
1949年 9月 1日	アイダホに国立原子炉実験基地建設決定を発表。		
1949年 8月 29日	ソ連が最初の核兵器実験に成功。		
1950年 1月 31日	トルーマン大統領、AECに水素爆弾または“スーパー爆弾”を含むあらゆるタイプの核兵器の開発継続を指示。		
1950年 6月 27日	トルーマン大統領、米空軍に「韓国」支援を命令。		
1951年 12月 20日	最初の原子力発電実験炉。		
1952年 6月 14日	世界最初の原子力潜水艦「ノーチラス号」の竜骨、コネティカット・グロトンで完成。	核の産業利用 (原発) キックオフ宣言	
1952年 11月	世界最初の熱核爆弾 (水素爆弾) が、マーシャル群島エニウェトク環礁で爆発。		
1953年 12月 8日	アイゼンハワー大統領の原子力平和利用計画発表。原子力平和利用のための国際機関設立を提案。	核の産業利用 (原発) キックオフ宣言	
1954年 3月 1日	太平洋で一連の核実験「キャッスル」が開始される。	キャッスル作戦はビキニ環礁とエニウェトク環礁に分かれて水爆実験が合計6回行われた。第5福竜丸事件	
1954年 8月 30日	アイゼンハワー大統領、新原子力エネルギー法に署名。46年法から大幅に改訂し、原子力の平和利用の分野で民間企業や各国の参加を幅広く求める内容となった。		
1954年~1955年		このころ核利用の第2ステージ「核の産業利用」準備が急速に進展	
1955年 1月 10日	原子力発電デモ用原子炉計画が発表される。AECが民間企業と協力して発電実験原子炉建設を行うとしている。	アメリカ原子力委員会の国際版がIAEA (国際原子力機関)	
1955年 8月 8-20日	スイス・ジュネーブで最初の、国連原子力の平和利用に関する国際会議開催。		
1957年 10月 1日	ウィーンでIAEA設立総会開催。AEC委員長のルイス・ストラウスが5000Kgのウラン235をIAEAに提供すると演説。	アメリカ原子力委員会の国際版がIAEA (国際原子力機関)	
1957年 12月 23日	ペンシルバニア州 Shippingport に世界最初の原子力発電所完成。	核実験の放射性降下物の影響が地球規模で深刻化	
1958年 8月 22日	アイゼンハワー大統領、10月1日から核兵器実験凍結を宣言。	米ソが表では喧嘩し裏では手を結ぶ体制スタート	
1959年 11月 24日	AEC委員長ジョン・マッコンとロシアのワシリー・エメルヤノフ教授、ソ連とアメリカの協力覚え書きに署名		
1961年 3月	“規制”機能が事務局長室 (General Manager's Office) から分離され規制担当理事の下に置かれる。	AECの核推進と核規制の矛盾が表面化	
1961年 8月	ソ連、核兵器実験凍結破棄を宣言、核実験を再開。	世界核戦争、一触即発の危機。ケネディ政権は62年だけで89件 (ほぼ4日に1件) の核実験を行う	
1961年 12月 10日	最初の平和目的の原爆実験“グノム計画”をニューメキシコ州で実施。		
1962年 4月 25日	核兵器実験で一連のドミニク作戦が、太平洋クリスマス諸島で開始。		
1962年 12月	キューバ危機発生		
1963年 8月 25日	アメリカ、ソ連、イギリスの間で「大気圏内、宇宙空間及び水中における核兵器実験を禁止する条約」 (部分的核実験禁止条約) がモスクワで調印される。	大気圏内核実験による地球規模の放射能汚染が深刻に。以降男性の前立腺がん、女性の乳がんが世界規模で激増	
1964年 8月 26日	ジョンソン大統領、特別核物質私的所有法に署名。	原子力産業による放射能汚染状態がアメリカで社会問題から政治問題に。AECによる隠蔽問題から議会公聴会に発展。核推進と“規制”を行うAECのあり方に対する批判が強まる	
1964年 12月 16日	AECはニュージャージー州オイスタークリークでのジャージー中央電灯電力会社の発電所建設計画を許可。これは政府の援助なしに、既存電力業と普通の競争を行う最初の民間原子力発電所となる。		
1965年 4月 3日	宇宙における最初の原子炉を打ち上げ稼働開始。(SNAP-10A)		
1960年代半ばから1970年代半ば			
1970年 3月 5日	核兵器不拡散条約をアメリカ、イギリス、ロシアほか45カ国が批准。		
1971年 6月 4日	ニクソン大統領、1980年までのLMFBRのパイロットプラント完成は国家目標であることを明言。		
1973年 12月 1日	AEC委員長デキシー・リー・レイ、ニクソン大統領に報告「国家のエネルギーの将来」を提出。		
1974年 10月 11日	フォード大統領「1974年エネルギー再編法案」に署名。		
1975年 1月 17日	アメリカ原子力規制委員会 (NRC) 設立		AEC解体
1977年 8月 4日	カーター大統領、エネルギー省再編法案に署名。		旧AECの“規制”機能をNRCに移管
1979年 3月	スリーマイル島原発事故発生	エネルギー省創設。旧AECのもつ核兵器開発・製造管理などの機能、核の産業利用推進機能を吸収統合	
		この事件をきっかけにNRCの機能・権限強化	

【参照資料】※米エネルギー省歴史部 (U.S.Department of Energy History Division) 発行
 「A History of the Atomic Energy Commission」 by Alice L.Buck July 1983 より作成
 原文 : <http://www.atomictraveler.com/HistoryofAEC.pdf> (年表は16P目)

原子力規制委員会が公表した過酷事故時の新避難基準

2013年1月21日原子力規制委員会の第6回原子力災害事前対策等に関する検討チームの会合が開かれ『防護措置の実施の判断基準の設定』という案が公表検討されました。事務局が作成した案らしく非常に一般市民にはわかりにくい表現となっていますが、要するに**福島原発事故並みの苛酷事故が発生したら住民がどう避難するか**の避難基準です。避難基準を明確にしないと、原発立地地方自治体はそれぞれの避難計画（原発防災計画の中核）が立てられません。関係自治体の防災計画は、この7月にタイムリミットが設定されている原子力規制委員会の新安全基準の要件の一つになっています。つまり付近住民の防災計画（避難計画）がなければ、原発再稼働の審査に入れない、という関係になっていますから、規制委員会の避難基準設定は再稼働を望む電力会社にとって、関係地方自治体にとっても重要事項です。

2012年10月に原子力規制委員会は、苛酷事故時の『放射性物質の拡散シミュレーション』を公表しましたが、実はこの時、半径30km以内の住民を避難させる、という『避難基準』をすでに立てていました。当時マスコミは不正確なデータがインプットされていて、不正確なシミュレーションだ、と見当違いな批判をしましたが、本当に批判すべきは「半径30km以内予測被曝線量100mSv以上」が避難、という原子力規制委員会の避難基準そのものだったのです。しかしこの避難基準は全く現実的ではないことがすぐに明らかになりました。というのは中国電力島根原発を抱える島根県が、ほぼこの避難基準に沿った独自の避難計画を2012年11月24日に公表し、その中で避難対象は松江市、出雲市、安来市、雲南市の住民合計36万9000人（島根県の人口は71万7000人）であることを明らかにしたからです。事故が起こって瞬時に36万9000人の避難を実施することなどは不可能です。そこで原子力規制委員会は、「シミュレーションデータのインプットミス」を口実に、半径30km以内の避難という基準を引っ込めてしまいました。

そして出てきたのが今回の避難基準です。今回は即時避難の対象を半径5km以内に限定し、後は避難準備区域としました。そして**予測被曝線量ではなく、さらに直接予測被曝線量がわかりにくい空間線量率を基準数値**としました。それによると、5km圏外（準備地域）では、空間線量率（1時間当たりの空間線量）が500 μ Sv/h（0.5mSv）以上に達したら数時間以内に避難、また20 μ Sv/h以上に達したら1週間以

内に避難（一時移転）する、という基準にしたいようです。しかし線量率0.5mSv/hという数字は単純に年間線量率に換算すると4.385Sv/yとなりとても人間の暮らす環境ではありません。また1週間以内に避難とされている20 μ Sv/hも年間線量率にすると175mSv/yでこんな環境で人が暮らせるとは思えません。結局、原子力規制委員会は『半径30km以内予測被曝線量100mSv以上』という避難基準はとても現実的ではないとして、今回は現実に実現可能な『避難基準』を案として検討していることとなります。

しかし**実現可能な避難基準**ということは、『30km以内予測被曝線量100mSv以上』の基準よりもさらに**苛酷な被曝を私たちに強制することを意味**します。ケツサクなのは、空間線量率0.5 μ Sv以上の地域は飲料食物摂取制限を行うとなっている点ですが、それは牛乳や飲料水が200Bq/kg（放射性セシウムの場合。以下同じ）、野菜・穀物など一般食品が500Bq/kgとしている点です。現在厚生労働省が示している基準はそれぞれ10Bq/kg、100Bq/kgを上限としていますから、苛酷事故が起こったら現在の基準の5倍から10倍の汚染基準で飲料食品摂取することになります。こんなバカげた私たちを人間扱いしていない避難基準は即刻取り下げるべきです。なにより、被曝強制を前提にした避難基準がなければ存在し得ない原発そのものを廃止しなければなりません。原発問題は「被爆問題」であり、被爆問題は私たちの「生存権問題」です。

原発過酷事故時の避難基準案

1	PAZ	原発から5Km以内	即時避難		
2	OIL1	原発から5km以上	空間放射線量率 500 μ Sv/h (地上1m)	数時間以内に避難 (屋内避難含む)	年間空中線量 4380mSv ※戻れない
3	OIL2		空間放射線量率 20 μ Sv/h (地上1m)	1週間以内に 一時移転（避難）	年間空中線量 175mSv ※戻る前提
4	OIL3		空間放射線量率 0.5 μ Sv/h (地上1m)	飲食物摂取制限 飲料水・牛乳 200Bq/kg 乳製品	年間空中線量 4.38mSv
5	OIL4~6		飲食物摂取制限 野菜・穀物 肉・卵・魚 500Bq/kg その他		

【参照資料】原子力規制委員会「第6回原子力災害事前対策等に関する検討チーム」平成25年1月21日（月）資料「防護措置の実施の判断基準（OIL：運用上の介入レベル）の設定（案）」
http://www.nsr.go.jp/committee/yuushikisya/pre_taisaku/data/0006_01.pdf

大飯原発再稼働停止の可能性と田中委員長の自家撞着

2013年1月23日午後から行われた定例記者会見で、原子力規制委員会の田中俊一委員長は現在稼働中の関西電力・大飯原発の運転停止時期について記者団の質問に答える形でおおよそ次のように語りました。

1. 新基準ができあがる2013年7月には、新基準に則って原発再稼働の安全審査に入るの、大飯だけを例外とするわけにはいかない。大飯の安全審査に入る。（この時大飯原発稼働停止を求めるかどうかについては明言をされた。常識的には稼働停止して安全審査だが...）
2. 大飯原発が再稼働開始したのが2012年6月。13か月に1度の定期点検が行われるのが従って2013年9月。何もしないで9月の定期点検を迎えることはあり得ない。
3. 大飯原発が新基準に合致しなければ稼働停止を求める。
4. 新基準骨子は2013年3月までにできるが、その新基準の骨子に大飯原発が合致する改造や改良を行えば、運転継続を認める方向でも少しは考えたい。
5. 現在活断層調査中であるが、また結論を出すのにも時間がかかるが、活断層があると結論されれば、即時稼働の停止を求める。

なにか非常に歯切れの悪い答えですが、田中委員長の回答の骨子は「**関電大飯原発だけを例外にはしない**」というものです。そして、**新基準に則って審査し、新基準に合致しなければ運転停止を求める、と明言**しています。一見大飯原発を例外扱いにしない公平な態度に見えますが、これは田中委員長の自家撞着というものです。というのは、**現在大飯原発が稼働しているのは、原子力規制委員会の新基準に合致しているからではありません。つまり安全と確認されていて稼働しているわけではないのです。**田中委員長は「大飯原発稼働は政治判断で行われており規制委員会としてはタッチしない」と述べ、いわば黙認している形です。大飯原発だけを例外にしない、といいながら現実には例外扱いにしています。例外があるのかないのかはつきりして欲しいところですが、現に規制委員会は**大飯原発を例外にしています。**田中委員長の自家撞着というものでしょう。同時に3条委員会としての独立性に疑問を抱かせる態度です。

【参照資料】原子力規制委員会委員長定例会見平成25年1月23日速記録
<http://www.nsr.go.jp/kaiken/data/20130123sokkiroku.pdf>